



## グローバル市場における 知財戦略と課税リスク

春田公認会計士事務所  
税理士法人春田会計  
代表 春田 泰徳

近年、経済のグローバル化が進む中で国際的な競争を勝ち抜くためには、知的財産を競争力や利益の源泉として捉えて、知的財産戦略を立てることが欠かせません。一方で、知的財産を活用したグローバルな経済活動におけるタックス・プランニングや課税リスクも認識しておくべきでしょう。

タックス・プランニングを考えることは、キャッシュフローを極大化して企業価値を高めるために重要ですが、海外のグループ企業との取引に問題がある場合、「移転価格税制」の適用を受けて追徴課税される可能性があります。「移転価格税制」とは各国の税率の差などを利用し、海外のグループ企業との間で恣意的な利益調整を行うことを規制する税制であり、日本では1986年に導入されました。

近年、日本企業の生産拠点の海外移転が進んだこと、企業における知的財産の比重が増加していること等もあり、特許などの知的財産が移転価格税制の対象とされることが多くなっています。一般的には、日本で研究開発活動を行い、その成果を利用して海外子会社が生産・販売を行う場合に、海外子会社から日本に支払うロイヤリティやブランド使用料が適正であるか、という問題です。

また、税率の低い国にあるグループ企業が知的財産を管理する仕組みを作り、知的財産への対価という形で、他の国の企業が稼いだ利益を集約するケースも増えています。この場合、低税率国に過度に利益を集約させていないかという観点で、対価の妥当性が問題となります。

移転価格税制は日本だけでなく相手先の国で適用される可能性もあり、特に最近はアジア諸国で制度の導入、課税強化の動きが進んでいるといわれています。

仮にある国で追徴課税を認定された場合、相手先の国との二重課税となり、これを調整するには長期間を要することも珍しくありません。

また、移転価格税制における適正価格にはいくつかの算定方法がありますが、知的財産は有形資産と比べて適正な価格の判断が難しいという点が問題となります。移転価格の適正価格については、経済協力開発機構（OECD）が国際的ルール作りを進めていますが、知的財産自体の評価の難しさに加え、その考え方も各国で異なることもあります、統一的なルールは明確になっていないのが実状です。

移転価格税制による追徴課税が発生すると、経済的な損失に加え、各国課税当局との交渉、説明のための時間や労力等もかかり、本業の企業活動に悪影響を及ぼすことも考えられます。

今後、グローバル市場を勝ち抜くための知的財産戦略を立てるには、進出国の法律や税制を十分に理解する、自社の知的財産の内容や価値を把握しグループ間取引に関する説明を文書化する、可能な範囲で税務当局への事前確認を行うといった、移転価格税制による課税リスクを最小限に止めるための検討や取組みも重要といえるでしょう。